

体育・スポーツ活動用物品貸出要領

第1 目的

この要領は、市民の体育・スポーツ活動を積極的に推進するため、一般社団法人久慈市体育協会（以下「本協会」という。）が管理及び保有する体育・スポーツ活動用物品（以下「物品」という。）の貸出について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 貸出物品

貸出する物品は、別表のとおりとする。

第3 貸出機関

物品の貸出は、本協会が行う。

第4 貸出対象者

貸出対象者は、本協会の会員、賛助会員、市内の学校・保育所等、スポーツ少年団、社会教育・社会体育関係団体、自治会・町内会及び本協会が適当と認める者とする。

第5 貸出の申請及び許可等

物品の貸出に関する申請及び許可等は、次のとおりとする。

- (1) 物品の借受けを希望する者（以下「借受者」という。）は、借受しようとする物品の有無を確認の上、借受申請書兼誓約書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 本協会は、借受申請書を審査し、適当と認めるときは、貸出許可書（様式第2号）を交付するものとする。ただし、複数の借受申請があった場合は、体育施設利用の優先順により許可するものとする。
- (3) 借受者は、物品を本協会から直接受け取り、利用する。
- (4) 借受者は、利用後、利用状況報告書（様式第3号）を添えて遅滞なく返却するものとする。また、借受した物品を滅失又は損傷したときは、物品滅失損傷報告書（様式第4号）により届け出て本協会の指示を受けなければならない。
- (5) 貸出料金は、別に定めのあるものを除き、無料とする。
- (6) 使用場所は、原則市内とする。ただし、貸出機関が認める場合は、この限りではない。
- (7) 貸出期間は、原則5日以内とする。ただし、貸出機関が認める場合は、この限りではない。

第6 注意義務

借受者は、善良な管理者の注意をもって物品を取り扱わなければならない。なお、物品を利用しての事故及び第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、本協会は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

第7 遵守事項

借受者は、物品を使用するに当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 取扱方法や使用方法を十分理解したうえで適正利用すること。
- (2) 許可なく営利目的活動には利用しないこと。
- (3) 目的外には利用しないこと。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある活動には利用しないこと。
- (5) 政治活動用及び宗教活動用には利用しないこと。
- (6) 貸出許可の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は管理運営を委託しないこと。
- (7) その他利用に関する本協会の指示に従うこと。

第8 許可の取消

本協会は、借受者がこの要領の規定に違反し、かつ、是正される見込みがないと認めるときは、使用を禁止し、貸出許可を取消することができるものとする。

第9 損害賠償

本協会は、借受者が物品を滅失、損傷その他の損害を与えた場合には、現物又は修繕費用等の実費をもって賠償させることができる。

第10 疑義の解決

その他この要領に定めのない事項は、借受者と本協会が協議して解決するものとする。

第11 施行期日

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

様式第1号（第5関係）

体育・スポーツ活動用物品借受申請書兼誓約書

年 月 日

あて先

一般社団法人久慈市体育協会長 様

団体名 _____
代表者名 _____
使用責任者 _____
所在地 _____
電話番号 _____

体育・スポーツ活動用物品貸出要領第5の規定により、次のとおり申請します。

借受期間 (利用時間)	借受 年 月 日 (曜日) 時 分から
	(利用開始) 年 月 日 (曜日) 時 分から (利用終了) 年 月 日 (曜日) 時 分まで
	返却 年 月 日 (曜日) 時 分まで
使用場所	
借受物品 及び数量	
誓約事項	<p>物品の借受けに際して、次の事項を誓約します。</p> <ol style="list-style-type: none">1 物品の使用に際し、故意又は過失に関わらず亡失又は損傷したときは、その弁済費用を負担します。2 使用者または使用によって他の者に危害を加えた場合は、その治療費用等を負担します。3 上記のほか、体育・スポーツ活動用物品貸出要領を遵守し利用します。

様式第2号（第5関係）

体育・スポーツ活動用物品貸出許可書

年 月 日

様

一般社団法人久慈市体育協会長 ㊟

体育・スポーツ活動用物品貸出要領第5の規定により次のとおり条件を付して物品の貸出を許可します。

貸出期間 (利用時間)	貸出 年 月 日 (曜日) 時 分から
	(利用開始) 年 月 日 (曜日) 時 分から (利用終了) 年 月 日 (曜日) 時 分まで
	返却 年 月 日 (曜日) 時 分まで
使用場所	
貸出物品 及び数量	裏面のとおり
(許可条件)	
留意事項	<p>物品の利用に際しては下記事項を遵守してください。</p> <p>1 許可内容に変更が生じた場合は、速やかに申し出てください。</p> <p>2 使用前には必ず点検してください。</p> <p>3 返却時には使用した相当分の燃料等を補給してください。</p> <p>4 上記のほか、体育・スポーツ活動用物品貸出要領を遵守し、利用してください。</p>

※借受及び返却の際には必ず本書をお持ちください。

貸出窓口	返却窓口

様式第3号（第5関係）

年 月 日

体育・スポーツ活動用物品利用状況報告書

(提出先)

一般社団法人久慈市体育協会長 様

団体名 _____
 代表者名 _____
 使用責任者 _____
 所在地 _____
 電話番号 _____

体育・スポーツ活動用物品貸出要領第5の規定により、次のとおり報告します。

借受期間 (利用時間)	借受 年 月 日 (曜日) 時 分から						
	(利用開始) 年 月 日 (曜日) 時 分から						
	(利用終了) 年 月 日 (曜日) 時 分まで						
	返却 年 月 日 (曜日) 時 分まで						
使用場所							
利用者数	幼児	小学生	中学生	高校生	一般		合計
損傷及び異常等の有無	有 ・ 無						
備考	(お気づきの点などがございましたらお書きください。)						

様式第4号（第5関係）

体育・スポーツ活動用物品滅失損傷報告書

（提出先）

一般社団法人久慈市体育協会長 様

団体名 _____
代表者名 _____
使用責任者 _____
所在地 _____
電話番号 _____

体育・スポーツ活動用物品貸出要領第5の規定により、次のとおり届出します。

発 生 日 時	年 月 日 () 時 分頃
場 所	
内 容	
備 考	